

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 6 月 10 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 キョウエイジユウセツ 有限会社共栄住設
 住所 〒630-8014 奈良市四条大路5丁目4番35号
フリガナ 代表者氏名 ホチウチ シンジ 代表取締役 堀内 眞治
 電話番号 0742-33-2803
 FAX番号 0742-34-0069
 メールアドレス horuti2@trad.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3年 6月 10日

届出者

氏名又は名称 有限会社共栄住設
住 所 奈良市四条大路5丁目4番35号
代表者氏名 代表取締役 堀内 眞治

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	キョウエイジュウセツ 有限会社共栄住設		
住 所	〒630-8014 奈良市四条大路5丁目4番35号		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒョウトリシマリヤク ホリウチ シンジ 代表取締役 堀内 眞治		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役 堀内嘉代子	代表取締役 堀内 眞治	平成14年4月1日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3年 6月 10日

申請者

氏名又は名称 有限会社共栄住設
住 所 奈良市四条大路5丁目4番35号
代表者氏名 代表取締役 堀内 眞治

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良市四条大路五丁目4番35号
有限会社共栄住設

会社法人等番号	1500-02-002038	
商号	有限会社共栄住設	
本店	奈良市四条大路五丁目4番35号	
公告をする方法	官報に掲載してする	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
会社成立の年月日	平成11年9月21日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事請負業 2. 建築工事請負業 3. 大工工事、左官工事、とび、土工事業 4. 石工事、屋根工事、電気工事業 5. 管工事、タイル、レンガ、ブロック工事業 6. 鋼構造物、鉄筋工事、舗装工事業 7. しゅんせつ工事、塗装工事、防水工事業 8. 内装仕上工事、造園工事、水道施設工事業 9. プロパン販売業 10. 燃料器具及び各種燃料販売 11. 上記各号に付帯する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成17年 2月20日変更 平成17年 2月25日登記</p>	
発行可能株式総数	600株	平成22年 4月28日変更 平成22年 4月30日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	平成22年 4月28日変更 平成22年 4月30日登記
資本金の額	金1000万円	平成22年 4月28日変更 平成22年 4月30日登記
株式の譲渡制限に関する規定	<p>当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当会社が承認したものとみなす。</p> <p style="text-align: right;">平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記</p>	

奈良市四条大路五丁目4番35号
有限会社共栄住設

役員に関する事項	奈良市四条大路五丁目4番34号 取締役 <u>堀内嘉代子</u>	令和1年7月8日死亡
		令和2年9月16日登記
	奈良市四条大路五丁目6番14号ハイツ堀内303号 取締役 <u>堀内真治</u>	平成14年4月1日就任
	奈良市尼辻南町1番13号 取締役 <u>堀内真治</u>	平成25年12月1日住所移転
		平成26年12月10日登記
	奈良県生駒市北大和五丁目7番地9 取締役 <u>志賀清美</u>	平成23年7月1日就任
	平成23年7月5日登記	
	代表取締役 <u>堀内真治</u>	平成14年4月1日就任
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年7月25日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和3年6月9日
奈良地方法務局
登記官

南英樹



有限会社共栄住設定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は 有限会社共栄住設 と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事請負業
2. 建築工事請負業
3. 大工工事、左官工事、とび、土工事業
4. 石工事、屋根工事、電気工事業
5. 管工事、タイル、レンガ、ブロック工事業
6. 鋼構造物、鉄筋工事、舗装工事業
7. しゅんせつ工事、塗装工事、防水工事業
8. 内装仕上工事、造園工事、水道施設工事業
9. プロパン販売業
10. 燃料器具及び各種燃料販売
11. 上記各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 奈良市 に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は 600 株とする。

(株券)

第 6 条 当社は、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承認を要する。当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。

(基準日)

第 8 条 当社は、毎事業年度末日の最終株主名簿(実質株主名簿を含む。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、取締役の決定によりあらかじめ広告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第9条 当会社の株主および登録された質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第 3 章 株 主 総 会

(招集及び召集権者)

第10条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長たる取締役が召集するものとする。

- 3 株主総会を招集するには、会日より5日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときはこの限りではない。

- 4 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議 長)

第11条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の定めた順位に従い他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(総会議事録)

第13条 株主総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。

第 4 章 取 締 役 及 び 代 表 取 締 役

(取締役の員数)

第14条 当会社には、取締役1名以上を置く。

(取締役の選任)

第15条 取締役は、総株主の議決権の3分の1以上の議決権を有する株主が出席した株主総会において選任し、累積投票によらないものとする

(取締役の資格)

第16条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。



(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

補欠又は増員により就任した取締役の任期は、その就任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第18条 当会社に取締役2名以上置いた場合は、取締役の互選によって代表取締役を定めるものとする。

2 代表取締役は、社長とする。

3 社長は当会社を代表する。

(報酬等)

第19条 取締役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第20条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(利益配当)

第21条 利益配当金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主に配当する。

(配当金の除斥期間)

第22条 利益配当金については、当社がその支払の提供をした日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(法令の準拠)

第23条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

令和 3 年 6 月 10 日

この定款は、当社定款原本の写しに相違ありません。

奈良市四条大路五丁目4番35号

有限会社 共栄住設

代表取締役 堀 共 眞 治

